

第 5 次亀岡市総合計画

－基本構想－（素案）

令和2年7月
亀 岡 市

亀岡市民憲章

平成17年11月3日制定

京都から西へ、老ノ坂を越えれば朝霧の晴れ間に亀岡盆地が広がる。豊潤な水脈は、田園や里山に多彩な実りをもたらし、舟運を支えてきた保津川は、いまでも溪流の舟下りで賑わっている。

古来、人びとは自然との調和やお互いの絆、家族のぬくもりを大切にしながら暮らしてきた。そこには石門心学が生まれ、円山応挙の芸術が育まれた。城下町のたたずまいを色濃くとどめ、華麗な山鉾が巡り、地域に根ざした芸能が息づいている。

そんな亀岡に生きるわたくしたち市民は、こうした平安の営みを未来につなぐことを願って、市民憲章を掲げます。

- ― 水と緑の恵みを大切にし、豊かな環境を次代に引き継ぐまちをつくります
- ― いのちを尊重し、共に輝き、心の通いあう家族とまちをつくります
- ― 健やかな心とからだを育て、安らぎのあるまちをつくります
- ― 互いにまなび、高めた力を活かす生涯学習のまちをつくります
- ― 歴史と伝統を生かし、先人の知恵が香る文化のまちをつくります
- ― 世界にはばたく、豊かな感性と英知を育むまちをつくります
- ― 一人ひとりが主役となって、共に生き、ともに支え、平和と人権の根づくまちをつくり
ます

(市長挨拶)

目 次

第 1 部 はじめに	1
第 1 章 第 5 次亀岡市総合計画について	1
1 計画の目的	
2 計画の性格	
3 計画の構成と期間	
4 基本計画の進行管理	
第 2 章 亀岡市を取り巻く社会経済の潮流	3
1 少子化・高齢化と人口減少	
2 地域に波及する人・モノ・情報の国際化	
3 情報通信技術の進化と普及	
4 常態化する自然災害や感染症等のリスク	
5 地球環境問題の深刻化	
6 産業を巡る環境変化	
第 3 章 亀岡市のまちづくりの進展	7
第 4 章 亀岡市の人口の見通し	9
1 10 年後の定住人口	
2 活力・にぎわいを支える人口施策	
第 2 部 まちづくりの展望	12
第 1 章 目指す都市像	12
第 2 章 重点テーマ	13
1 子育てしたい、住み続けたいまちへ	
2 スポーツ、歴史・文化、観光の魅力で産業が輝くまちへ	
3 世界に誇れる環境先進都市へ	
4 だれもが安心して暮らせるセーフコミュニティ、多文化共生のまちへ	
5 次代をリードする新産業を創出するまちへ	
第 3 章 土地利用の基本方針	14
1 エリア別土地利用の基本方針	
2 都市構造の基本方針	
3 ゾーン別地域振興の基本方針	
第 3 部 施策の基本方針〔施策の大綱〕	22
第 1 互いを認め合う、ふれあいのまちづくり	
第 2 安全で安心して暮らせるまちづくり	
第 3 子育て・福祉・健康のまちづくり	
第 4 豊かな学びと文化を育むまちづくり	
第 5 地球にやさしい環境先進都市づくり	
第 6 活力あるにぎわいのまちづくり	
第 7 快適な生活を支えるまちづくり	
第 8 効率的で持続可能な行財政運営	

第 1 部 はじめに

第 1 章 第 5 次亀岡市総合計画について

1.....計画の目的

私たちは、今、少子化・高齢化の進展とともに、本格的な人口減少社会を迎えています。その中で、ＩＣＴ技術の急速な発達と普及により産業、文化、教育、福祉医療など、あらゆる分野に大きな変化がもたらされるとともに、人々の価値観やライフスタイルの多様化・複雑化が加速しています。

また、政治・経済・文化・人口などの東京一極集中化が進む陰で、地方における若年層の流出、経済活力の低下などが深刻化し、全国各地において、定住人口・交流人口の拡大や産業興しなど、地域の特性を活かした「地方創生」の取組が進められています。

さらに近年、地球温暖化や継続的な地殻変動などにより、大規模な自然災害が多発しています。南海トラフ巨大地震も今後 30 年以内に高い確率で発生するとされており、あらゆる災害から人命を守り被害を最小限に止めるための危機管理体制の強化が必要となっています。

また、令和元（2019）年に出現した新型コロナウイルス感染症は、世界的な流行（パンデミック）を引き起こしました。その影響は医療分野だけでなく、生活様式や教育、働き方など社会全般に及び、グローバル化した経済にとっては世界恐慌以来といわれる最大の停滞をもたらすことになりました。ウイルスとの闘いは今後も長丁場を覚悟する必要があるため、感染拡大防止のための医療体制の充実や新しい生活様式の定着などとともに、「with コロナ」や「after コロナ」と称されるコロナ後の社会や経済のあり方が重要な課題となっています。

このような社会・経済を取り巻く様々な変化が、亀岡市民の生活や地域経済に大きな影響をもたらす中で、本市が将来に向けて、豊かな自然環境を守りつつ、子どもから高齢者まで全ての市民が幸せを実感しながら暮らし、また、多くの来訪者や移住者により新たな交流とにぎわいが生まれ、生き活きとした経済活動が営まれる持続可能な社会を実現していくためには、行政のみならず市民や事業者などあらゆる主体が、時代の潮流に適応したまちのビジョンを共有し、一丸となってまちづくりに果敢に取り組んでいくことが求められます。

そこで、本市を取り巻く社会や経済の大きな流れを展望し、市民や各種団体、NPO、事業者などあらゆる主体が共有できる本市の将来のあるべき姿を示すとともに、それを実現するための総合的かつ計画的な行政運営の指針として、第5次亀岡市総合計画を策定します。

2.....計画の性格

本計画は、本市が目指す都市像を示すとともに、その実現のための基本指針としての役割を担うものであり、次のような性格を有しています。

- ◆市民の参画と協働による計画
- ◆市民の視点に立った、わかりやすい計画
- ◆市民ニーズを踏まえた重点課題を戦略的に取組む計画

3 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

第5次亀岡市総合計画は、「基本構想」と「基本計画」の2層構造で構成します。

基本構想	目標年次に向け、本市が目指す都市像や都市のすがた、施策の基本方針（施策の大綱）を示しており、基本構想の計画期間におけるまちづくりの指針となるものです。
基本計画	「基本構想」に掲げる将来都市像を実現するために、施策の基本方針（施策の大綱）に基づき取り組むべき施策を体系的・総合的に示した計画です。計画は、社会経済環境の変化に柔軟に対応できるよう必要に応じ見直すこととしています。

(2) 計画の期間

「基本構想」「基本計画」は、いずれも令和3（2021）年度を初年度とし、令和12（2030）年度を目標とします。なお、「基本計画」については、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

年度	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)
基本構想	10年間									
基本計画	10年間（必要に応じて見直し）									

4 基本計画の進行管理

基本計画は、変化する社会動向に柔軟に対応するとともに、市民ニーズを的確に捉えた施策を計画に反映するため、必要に応じ見直すこととしています。

その進行管理は、事務事業評価など施策評価を実施することにより、中期的には成果、短期的には事業の実施量を中心に把握・検証し、この結果の公表等を通じて、情報を市民と共有しながら行っていきます。